**公社造林地における林地残材の更なる活用に関する実施要領**

制定　平成２９年９月１５日付け島林業公第１９６号

（目　的）

第１条　公社造林地内の林地残材を地域資源として更に活用することにより、木材利用の　推進、木質バイオマス燃料等の安定供給への更なる貢献、公社造林地からの流出木による災害の防止及び林業公社の経営改善に資することを目的とする。

（公社造林地における林地残材の定義）

第２条　公社造林地における林地残材とは、公益社団法人　島根県林業公社（以下、「公社」という。）が実施する収穫事業又は保育事業等に伴い伐採された立木のうち、林内に存置された枝条、幹部等をいう。

（林地残材を活用できる対象地）

第３条　林地残材を活用できる対象地は、公社が過去に収穫事業又は保育事業等を実施した事業地であって、公社が林地残材の採取を許可した区域とする。

（対象地の情報提供）

第４条　公社は、必要に応じ年２回程度、一般社団法人　島根県木材協会（以下、「協会」という。）に対して対象地の情報を提供するものとする。

２　協会は、前項により提供された情報を会員へ周知するものとする。

（林地残材の取引申請）

第５条　協会は、会員の申請を取りまとめ、林地残材の取引を希望する会員又は会員で構成される団体（以下「申請者」という。）は、協会を経由して公社へ林地残材取引申請書（様式１号）を提出するものとする。

（林地残材採取の許可）

第６条　公社は、前条の申請書が提出されたときは内容を審査し、適当と認めたときは申請者と林地残材の取引に係る契約（様式２号）を締結するとともに、林地残材採取許可証（及び木質バイオマス証明書）（様式３号）を発行する。

（着手届）

第７条　申請者は、前条の許可を受け、林地残材の採取に着手した時は、速やかに公社へ林地残材採取着手届（様式４号）を提出するものとする。

（完了報告）

第８条　申請者は、林地残材の採取が完了した場合、速やかに次の手続きをするものとす　る。

　　（１）公社の立会のもと現地完了確認を行う。

　　（２）現地確認後、実績報告書（様式５号）により公社に報告を行う。

（買い受け）

第９条　申請者は、採取した林地残材を公社から買い受けるものとする。

（実績の報告）

第１０条　公社は、年度内の実績を協会に報告（様式６号）するものとする。

（損害補償）

第１１条　公社は、採取を許可した期間内であっても立木の損傷を認めた場合には、即時採取を中止させることができるものとする。

２　公社は、立木に損傷を与えた申請者に対し、立木補償を求めることができるものとする。

３　申請者は、採取に伴い既設路網が損傷した場合には、責任をもって原形復旧を行うも　のとする。

４　申請者は、公社から補償を求められた場合には、補償金を期限までに納付しなければならないものとする。

（その他）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別途定める。

　附　則

この要綱は、平成２９年９月１５日から施行する。